

令和 8 年第 3 回（3 月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 開催日時 令和8年3月10日(火)
開会 9時50分 閉会 10時13分
2. 開催場所 吉富フォーユース会館 3階 会議室3

3. 出席委員

農業委員の定数 14名
出席委員数 12名
欠席委員数 2名
欠員 0名
出席委員の氏名

賀部 正直	若山 清敏
奥田 健一	高尾 賢二
山本 学美	—
高橋 初美	井上 幸子
菊 啓治	松本 久則
横川 信友	—
山本 幸雄	重吉 信之

欠席委員の氏名

太田 実秋	堤 久英
-------	------

農地利用最適化推進委員の定数 2名
出席委員数 1名
欠席委員数 1名
欠員 0名
出席委員の氏名

大澤 英史	—
-------	---

欠席委員の氏名

堤 實

4. 付議事項

議案

- ・議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請書について
- ・議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第9号 吉富町農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について

報告事項

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 守口 元子
事務局職員 藏田 真一

6. 会議の概要

事務局長	<p>委員の皆様、おはようございます。皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただ今より令和8年第3回（3月）総会を開催いたします。</p> <p>なお、太田委員、堤久英委員、堤實推進委員より欠席するとの連絡をいただいておりますので、本日は推進委員を含め、13名での開催となります。では、開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>あらためまして、皆さんおはようございます。それでは、ただ今より令和8年第3回（3月）総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。基本的に、席次順にお願いしておりますので本日の、議事録署名人には高尾委員、山本学美委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議案第7号の「農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程します。今回は1件の申請です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局職員	<p>それでは、1ページをご覧ください。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。贈与による農地の所有権移転を行うための許可申請が1件提出されています。申請番号1番を説明させていただきます。2ページをご覧ください。対象の農地は大字〇〇△△番△畑312㎡。譲渡人がO. Hさんです。譲受人がY. Tさんです。</p> <p>（2ページから6ページの内容について説明）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
賀部会長	<p>それでは、申請番号1番について、隣接地区委員の横川委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。</p>
横川委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
賀部会長	<p>ただ今の案件ですが、〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退室）</p>
賀部会長	<p>説明並びに報告がありましたが、質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

山本幸雄 委員 事務局 職員	<p>ここは道路があるのですか。</p> <p>4 ページをご覧ください。この農地は県道からの幅 2 m 程度の進入路を持っている農地でした。</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第 7 号については、承認されました。〇〇委員の入室を求めます。</p> <p>(〇〇委員入室)</p>
賀部会長	<p>議案第 8 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は 1 件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 職員	<p>それでは、7 ページをご覧ください。議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。申請は 1 件提出されております。8 ページをご覧ください。申請番号 1 について説明致します。対象の農地は〇〇△△番△畑 4 2 0 m²です。所有者は〇. H さん、耕作者は〇. H さんです。</p> <p>(8 ページから 16 ページの内容について説明)</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第 8 号について、隣接地区委員の横川委員より、申請地の状況など補足説明をします。</p>
横川委員	<p>自分にも経験あるが、田んぼの名義を変えるというのは難しい。以上です。</p>
賀部会長	<p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員退室)</p>
賀部会長	<p>説明並びに報告をいたしました。質疑を受けたいと思いません。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
重吉委員	<p>共有地を利用しなければならないと考えられますが関係者の承諾をえているのですか。</p>
事務局	<p>周囲の方と家を建てることについて協議を行っております。</p>

職員	大丈夫です。
賀部会長	<p>それでは、議案第8号について承認することとします。〇〇委員の入室を求めます。</p> <p>(〇〇委員入室)</p>
賀部会長	<p>続きまして、議案第9号の「吉富町農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局職員	<p>それでは20ページをご覧ください。議案第9号吉富町農用地利用集積等促進計画、所有権移転の承認について。この計画の承認について別紙の通り提出されたので、本委員会の承認を求めます。この計画ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律の第19条第3項に基づき、農業委員会意見を徴するものとなっております。所有権の移転の際は、従来、農地法第3条の許可の許可に基づき行われますが、農地法の第3条の1項第7号により農業委員会の許可は不要となることを申し上げます。</p> <p>(22ページから29ページの内容について説明) 担当からは以上です。</p>
賀部会長	<p>事務局から説明がありました。質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(各委員質問なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第9号について承認することとします。続きまして、報告事項があります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局職員	<p>30ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出は、1件ありました。大字〇〇△△番△田1, 909㎡、大字〇〇△△番△田261㎡。令和7年5月10日に、Y. Mさんからの相続により、Y. Jさんが所有権を取得しました。以上で報告を終わります。</p>
賀部会長	<p>事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。</p>

